

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年7月5日

【会社名】 中部日本放送株式会社

【英訳名】 CHUBU-NIPPON BROADCASTING CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉浦正樹

【本店の所在の場所】 名古屋市中区新栄一丁目2番8号

【電話番号】 052-241-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 梅澤信彦

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区新栄一丁目2番8号

【電話番号】 052-241-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 梅澤信彦

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第92期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 剰余金の処分の件

- ・株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円
総額475,177,806円
- ・効力発生日
平成30年6月29日
- ・その他の剰余金の処分に関する事項
増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金1,000,000,000円
減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金1,000,000,000円

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役として、大石幼一、杉浦正樹、小山 勇、岡谷篤一、河野英雄、安井香一、河津市三、茶村俊一、林 尚樹、村瀬元一郎、升家誠司、近藤 肇及び林 正治の13氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、富田悦司を選任する。

< 株主提案（第4号議案及び第5号議案） >

第4号議案 剰余金の処分の件

- ・株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金47円
総額1,240,742,754円
- ・効力発生日
平成30年6月29日

第5号議案 自己株式の取得の件

本定時株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を、株式総数2,640,000株、取得価額の総額3,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	197,836	26,336	0	(注) 1	可決 86.85
第2号議案 取締役13名選任の件				(注) 2	
大石幼一	207,832	19,440	0		可決 90.01
杉浦正樹	207,918	19,354	0		可決 90.05
小山 勇	225,661	1,611	0		可決 97.74
岡谷篤一	225,691	1,581	0		可決 97.75
河野英雄	226,134	1,138	0		可決 97.94
安井香一	226,063	1,209	0		可決 97.91
河津市三	226,076	1,196	0		可決 97.92
茶村俊一	226,146	1,126	0		可決 97.95
林 尚樹	226,204	1,068	0		可決 97.97
村瀬元一郎	226,204	1,068	0		可決 97.97
升家誠司	226,214	1,058	0		可決 97.98
近藤 肇	226,204	1,068	0		可決 97.97
林 正治	226,204	1,068	0		可決 97.97
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2	
富田悦司	226,211	1,061	0		可決 97.98

< 株主提案（第4号議案および第5号議案） >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第4号議案 剰余金の処分の件	26,287	197,881	0	(注) 1	否決 11.54
第5号議案 自己株式の取得の件	23,409	203,859	0	(注) 1	否決 10.14

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案の各議案については可決要件を満たすことが、また株主提案の各議案については可決要件を満たさないことが明らかになり、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上